

# MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY Hiroshi Kurihara |栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp) Director and Chief U.S. Economist



## 下院と上院の税制改革法案の概要

#### 【要旨】

- ◆ トランプ政権と共和党が実現を目指している税制改革について、下院と上院で夫々 法案が発表された。
- ◆ 下院と上院の法案について、法人税部分での主な相違点は、①「法人税率引き下げのタイミング(下院の法案は 2018 年、上院の法案は 2019 年)」、②「税源侵食等への対処方法」、③「現在海外へ滞留している利益への適用税率」、④「パススルー事業体への課税方法」等である。
- ◆ 所得税部分での主な相違点は、①「所得税の税率と税率適用区分(税率適用区分は、下院の法案が4段階、上院の法案が7段階)」、②「一部の項目別控除の取り扱い(州地方税や住宅ローン利子)」、③「相続税の取り扱い(下院の法案では2024年に廃止、上院の法案では廃止せず)」等である。
- ◆ 今後について、下院は、来週(11月13日~17日)にも税制改革法案を本会議で採 決する予定である。上院は、財政委員会が13日から法案の修正作業を行うことに なっている。トランプ大統領は税制改革法案について、年内、クリスマスまでの成 立を目指している。
- ◆ 法案の内容が異なるため、両院で夫々の法案を可決できたしてもその後に一本化しなければならず、年内の成立が可能かどうかは不透明である。加えて、上院で過半数での可決を可能とするためには、税制改革によって財政赤字が拡大する期間を向こう 10 年間に限る必要があり(通称「バード・ルール」)、減税措置の幾つかに追加的に時限を設ける必要があるとも指摘されている。発表された法案に十分な時限措置等が盛り込まれなかった背景は不明だが、何れにしても法案の内容は依然流動的とみておいた方が良いだろう。



## 下院と上院は夫々の税制改革法案を発表

トランプ政権と共和党が実現を目指している税制改革について、下院と上院で夫々法案が発表された(第1表)。下院では、歳入委員会が11月2日に法案を発表。その後に一部修正を行い、修正後の法案を11月9日に歳入委員会が可決している。上院では、財政委員会が11月9日に法案(草案)を発表。今後、修正作業を行う予定である。以下、下院と上院の法案について、相違点を中心に確認していく。

9月19日	上院予算委員会所属の共和党議員、税制改革で向こう10年間で1.5兆ドルの歳入減を許容することで合意
9月27日	トランプ政権と共和党指導部が税制改革の統一案を発表
10月19日	上院、2018会計年度の予算決議案を可決
10月26日	下院、上院と同内容の2018会計年度の予算決議案を可決
11月2日	(一税制改革法案の上院での可決は60票ではなく、過半数で可能に) 下院歳入委員会、税制改革法案を発表
	「凡成八安貝云、児間以手伝术で元公
11月6日	下院歳入委員会、税制改革法案に関する修正討議を開始

下院歳入委員会、修正後の税制改革法案を可決(賛成24:反対16)

第1表:税制改革に向けた最近の動き

上院財政委員会、税制改革法案を発表

# 税制改革法案の概要(法人税部分)

11月9日

トランプ政権と共和党指導部が以前に発表した統一案に基づき、上下院何れの法案でも、 法人税の最高税率は現在の35%から20%へ引き下げられ、税率が引き下げられるなかで税制 優遇措置の多くが廃止される(第2表)。

法案の主な相違点は、①「法人税率引き下げのタイミング(下院の法案は 2018 年、上院の 法案は 2019 年)」、②「税源侵食等への対処方法 (注 1)」、③「現在海外へ滞留している利益への適用税率 (注 2)」、④「パススルー事業体への課税方法」等である。また、「設備投資費用の取り扱い」と「利子控除の制限」についても、条件等に幾分違いがある。

- (注 1) 税源侵食とは、多国籍企業等によるグループ間の国際取引等を用いた課税回避等のことであり、それらを抑止 するための改正が盛り込まれている。
- (注 2) 米国は、海外で課税後の利益について還流時に米国税率との差分を課税する仕組みをとっているが(全世界課税方式)、還流時まで課税を先送りできるため海外に滞留している利益が多く、問題になっている。今回の税制改革が実現すれば、今後は他国と同様の所謂「テリトリアル方式(国外所得課税免除方式)」へ移行。移行に際し、現在海外に滞留している利益については、一度限り低税率で課税される。



<sup>(</sup>資料)各種報道、資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2表:税制改革法案の抜粋(法人税部分)

	項目	下院の法案 (11月2日発表)	下院の法案修正 (11月9日発表)	上院の法案 (11月9日発表)
法.	人税率	・現行の最高税率35%から一律20%へ引き下げ		・現行の最高税率35%から一律20%へ引き下げ ・引き下げは2019年から
投	資費用	・一定の条件を満たす設備投資は、即時の全額償却が可能(向こう5年間の時限措置) ・小企業について、内国歳入法179条に基づき費用化できる上限 を拡大(50万ドル→500万ドル)		・一定の条件を満たす設備投資は、即時の全額償却が可能(向こう5年間の時限措置) ・小企業について、内国歳入法179条に基づき費用化できる上限を拡大(50万ドル→100万ドル) ・居住用・非居住用不動産物件の耐用年数を39年から25年へ引
利-	于控际 	・課税所得から控除できる利払い費(ネット)の上限を、利払い前・税引前・償却前利益〈EBITDA〉の30%に設定・対象は、総収入2,500万ドル以上の企業・不動産企業、公益事業者等は上限適用の対象外		・課税所得から控除できる利払い費(ネット)の上限を、利払い前・税引前利益〈EBIT〉の30%に設定・対象は、総収入1,500万ドル以上の企業・不動産企業、公益事業者等は上限適用の対象外
R8	D税額控除	·維持		·維持
研:	究実験支出	_	・2023年より資産計上 し償却	-
海課	外子会社利益への 税	・テリトリアル方式(国外所得課税免除方式)へ移行		・テリトリアル方式(国外所得課税免除方式)へ移行
	現在の海外滞留 分への課税	・1回限りの課税(税率は、現金・流動資産が12%、非流動資産 が5%)	・税率は、現金・流動 資産が14%、非流動 資産が7%	・1回限9の課税(税率は、現金・流動資産が10%、非流動資産 が5%)
税	酒倶合への対処	・海外子会社の『超過収益(foreign high profit)』の50%を 課税対象とする ・『超過収益』とは、海外子会社の純所得が通常の利益 (routine retum、7%+連邦短期金利)を上回る部分		・海外子会社(低税率国)の無形固定資産から生じる所得については、12.5%で課税
		・米国内の企業が米国外の関連企業宛に行う支払いについて、 20%の物品税(excise tax)を課税	・外国税額控除の拡 大等	・Base erosion and anti-abuse tax (税源侵食と国際的な租税回避の乱用を防ぐための税)を設置
	ススル一事業体へ課税	・最高税率を25%へ引き下げ ・但し、所得税率回避の抜け穴とならないように条件を設定。パッシブなビジネスオーナーの場合には最高税率は25%だが、アクティブなビジネスオーナーの場合には、所得の30%は最高税率25%、所得の70%は労働所得と見做して課税(他の基準も有)	までの所得に対しては、低税率(0%)を適	・条件を満たすパススルー事業体からの所得に対して、17.4%の控除を新設(労働所得の50%が上限) ・但し、法律・金融・専門サービス等の特定のサービス産業は控除の対象外

(資料)下院歳入委員会、上院財政委員会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

# 税制改革法案の抜粋(所得税部分)

所得税については、上下院案ともに税率が引き下げられ、法人税と同様に税制が大幅に簡素化される(第3、4表)。下院歳入委員会によれば、下院の法案(修正前)は、標準的な中間所得層(年収59,000ドルで家族4人)に対して1,182ドルの減税をもたらす。

法案の主な相違点は、①「所得税の税率と税率適用区分(税率適用区分は、下院の法案が4段階、上院の法案が7段階)」、②「一部の項目別控除の取り扱い(州地方税や住宅ローン利子)」、③「相続税の取り扱い(下院の法案では2024年に廃止、上院の法案では廃止せず)」等である。また、子女税額控除が拡大されるが、条件等に幾分違いがある。



#### 第3表:税制改革法案の抜粋(所得税部分)

項目	下院の法案 (11月2日発表)	下院の法案修正 (11月9日発表)	上院の法案 (11月9日発表)			
所得税率適用区分	・現行7段階を4段階に簡素化		・現行と同じ7段階・但し、適用税率が変わる所得の閾値は変更			
所得税率	10%, 15%, 25%, 28%, 33%, 35%, 39.6%→ 12%, 25%, 35%, 39.6%		10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%→ 10%、12%、22.5%、25%、32.5%、35%、38.5%			
基礎控除	・基礎控除額を略2倍に拡大 〈独身〉6,350ドル→12,000ドル 〈夫婦合算〉12,700ドル→24,000ドル		・基礎控除額を略2倍に拡大 〈独身〉6,350ドル→12,000ドル 〈夫婦合算〉12,700ドル→24,000ドル			
代替ミニマム税	·廃止		•廃止			
人的控除	•廃止		·廃止			
家族税額控除の新設	・300ドルの税額控除を新設 ・向こう5年間の時限措置		・導入せず			
子女税額控除	・税額控除額を1,000ドルから1,600ドルへ拡大 ・税額控除が段階的に縮小する所得水準を引き上げ 〈夫婦合算〉110,000ドル→230,000ドル ・向こう5年間の時限措置		・税額控除額を1,000ドルから1,650ドルへ拡大 ・税額控除が段階的に縮小する所得水準を大幅に引き上げ 〈夫婦合算〉110,000ドル→1,000,000ドル			
子女養育費税額控除	•維持		•維持			
勤労所得税額控除	・概ね維持		·維持			
養子税額控除	•廃止	<ul><li>廃止せず維持</li></ul>	•維持			
項目別控除	・多くを廃止。但し、「住宅ローン利子」、「州地方税」、「慈善寄付」等の控除は縮小しつつ維持		・多くを廃止するが、下院の法案に比べると廃止する項目は少なめ			
住宅ローン利子	・利子控除の対象となる住宅ローン規模を引き下げ 〈夫婦合算〉1,000,000ドル→500,000ドル ・2件目以降の住宅ローン利子控除を廃止 ・既存の住宅ローンに関する取り扱いは不変		・利子控除の対象となる住宅ローン規模は現行の1,000,000ドルを 維持 ・ホームエクイティローンの利子控除は廃止			
州地方税	<ul><li>・州地方の所得税と売上税の控除を廃止</li><li>・州地方の固定資産税の控除は継続するが、上限を設定 (10,000ドルまで)</li></ul>		・控除を廃止(事業から発生した税金は控除可)			
慈善寄付	・改善しつつ控除を維持		·維持			
医療費	・廃止	・廃止せず維持	・維持			
相続税	・相続税の基礎控除を2倍に拡大 (一人当たり549万ドル→1,098万ドル) ・2024年に相続税を廃止		・相続税の基礎控除を2倍に拡大 ・相続税は廃止せずに存続			

(資料)下院歳入委員会、上院財政委員会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

#### 第4表:所得税率の適用区分

35 · 32 · 37 · 14 / 30 · 1 · 32 / 31 = 33											
	【独身】										
	現行				下院の法案			上院の法案			
年間所	年間所得(ドル) 税率			年間所得(ドル) 税率			税率	年間所得(ドル)			税率
0	~	9,325	10%	0	~	45,000	12%	0	~	9,525	10%
9,325	~	37,950	15%	45,000	~	200,000	25%	9,525	~	38,700	12%
37,950	~	91,900	25%	200,000	~	500,000	35%	38,700	~	60,000	22.5%
91,900	~	191,650	28%	500,000	~		39.6%	60,000	~	170,000	25%
191,650	~	416,700	33%					170,000	~	200,000	32.5%
416,700	~	418,400	35%					200,000	~	500,000	35%
418,400	~		39.6%					500,000	~		38.5%

【夫婦合算】											
	現行				下院の法案			上院の法案			
年間戸	年間所得(ドル) 税率			年間所得(ドル) 税率		税率	年間所得(ドル)			税率	
0	~	18,650	10%	0	~	90,000	12%	0	~	19,050	10%
18,650	~	75,900	15%	90,000	~	260,000	25%	19,050	~	77,400	12%
75,900	~	153,100	25%	260,000	~	1,000,000	35%	77,400	~	120,000	22.5%
153,100	~	233,350	28%	1,000,000	~		39.6%	120,000	~	290,000	25%
233,350	~	416,700	33%					290,000	~	370,000	32.5%
416,700	~	470,700	35%					370,000	~	1,000,000	35%
470,700	~		39.6%					1,000,000	~		38.5%



<sup>(</sup>注)基礎控除額を勘案前の数値。 (資料)下院歳入委員会、上院財政委員会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 税制改革による連邦財政への影響

今回の税制改革法案は、向こう 10 年間の連邦政府歳入の下振れを 1.5 兆ドル以内に抑える 内容であれば、上院(定数 100) において通常の 60 票ではなく過半数の 50 票での可決が可能となっている (注 3)。即ち、民主党議員の支持が無くても、(上院で 52 議席を占める) 共和党議員だけの賛成票で可決が可能となっている。

発表された下院の法案(修正後)は、向こう 10 年間で歳入を 1.4 兆ドル程度下振れさせ、上院の法案は 1.5 兆ドル程度下振れされるとみられており、何れも上記条件は満たしているようだ(第 5 表)  $(^{24})$ 。なお、内訳をみると、両法案ともに所得税部分よりも法人税部分での歳入の下振れが大きくなっている。

- (注3) 可決された予算決議案において、「調整」という措置に税制改革を盛り込んだため。
- (注 4) これらは税制改革による GDP へのプラス影響を考慮する前の数値であり、GDP への影響を考慮した所謂『ダイナミック・スコアリング』では歳入の下振れ幅は縮小する。

第5表: 税制改革法案の歳入への影響(2018年~2027年の10年間累計)

		項目	下院の法案	上院の法案		
		<b>坝</b> 口	(億ドル)			
*****		所得税率の引き下げ	-11,000	-13,000		
3	46 - 44	基礎控除を略2倍に拡大	-9,210	-9,200		
-	歳入減 項目	代替ミニマム税(AMT)の廃止	-6,960	-7,070		
******	-81	子供や扶養家族の税額控除拡大	-6,410	-5,820		
200		小計	-33,580	-35,090		
9		人的控除の廃止	16,000	16,000		
2000	***** - H	項目別控除の制限・廃止	13,000	13,000		
00000	項目	その他	2,800	1,720		
1		小計	31,800	30,720		
所得	税部分計		-1,780	-4,370		
	歳入減 項目	法人税率の引き下げ、AMTの廃止	-15,000	-14,000		
		パススルー事業体への税率引き下げ	-5,970	-4,600		
000		テリトリアル方式への移行	-2,070	-2,160		
		無形資産への課税変更	-	-1,210		
000		投資費用の即時の全額控除を可能に(向こう5年間)	-250	-610		
9		中小企業の償却拡大	-410	-520		
0000		その他	-260	-290		
-		小計	-23,960	-23,390		
9	歳入増 項目	税源侵食への対応	2,090	2,710		
1		現在の海外滞留利益に対する一度の課税	2,930	1,900		
200		利子控除の制限	1,720	3,080		
		欠損金の繰越制限	1,560	1,700		
1		国内製造活動の控除の廃止	950	810		
200		研究実験支出の取り扱い変更	1,090	-		
		パススルー損失の制限	_	1,760		
-		その他	3,110	2,400		
1		小計	13,450	14,360		
	.税部分計		-10,510	-9,030		
	その他(相続税の廃止・基礎控除拡大) -1,510					
合計	•		約-14,000	約-15,000		

<sup>(</sup>注)『下院の法案』は、修正後の内容に基づく数値。

<sup>(</sup>資料)合同租税委員会、「責任ある連邦財政のための委員会(CRFB)」資料より三菱東京UFJ銀行 経済調査室作成



# 税制改革の行方

今後について、下院は、来週(11月13日~17日)にも税制改革法案を本会議で採決する 予定である。上院は、財政委員会が13日から法案の修正作業を行うことになっている。トラ ンプ大統領は税制改革法案について、年内、クリスマスまでの成立を目指している。

法案の内容が異なるため、両院で夫々の法案を可決できたしてもその後に一本化しなければならず、年内の成立が可能かどうかは不透明である。加えて、上院で過半数での可決を可能とするためには、税制改革によって財政赤字が拡大する期間を向こう 10 年間に限る必要があり(通称「バード・ルール」)、減税措置の幾つかに追加的に時限を設ける必要があるとも指摘されている。発表された法案に十分な時限措置等が盛り込まれなかった背景は不明だが、何れにしても法案の内容は依然流動的とみておいた方が良いだろう。

(2017年11月10日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.

